

県と市町村の業務の共同化関係資料

事務の共同化の手法

共同化の手法	法的根拠	内 容	実施可能業務(事例)	メリット	問題点
協議会の設置	地方自治法第252条の2	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、事務の一部を共同して処理するため協議会を設けることができる。地方公共団体が協議により規約を定め、議会の議決を得ることが必要。 ①事務の一部を共同して管理執行するための協議会 ②事務の管理執行について連絡調整を図るための協議会 ③広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための協議会がある。 <p>・都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。</p>	<p>地域振興、観光振興、環境保全</p> <p>< 実例 > 水道水質検査協議会、広域行政推進協議会、ごみ処理協議会、心身障害児就学指導事務協議会、合併協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体の自主性を保持しつつ、行政の広域化の要請に応えることが可能。 情報共有等地方公共団体の運営の効率化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を持たず、いわば関係団体の共同の執務組織であり、協議会固有の財産、職員は持たない。 許認可等法令上の権限行使はできない。
機関等の共同設置	地方自治法第252条の7	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、執行機関、附属機関、執行機関の事務を補助する吏員、書記その他の職員及び専門委員を共同設置することができる。 関係団体が議会の議決を経てする協議により規約を定めることが必要。 都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。 共同設置された機関は、各地方公共団体の機関としての性格を有し、その行為はそれぞれの団体に帰属する。 	<p>公平委員会、教育委員会、選挙管理委員会・監査委員・人事委員会・公平委員会・教育委員会・農業委員会のそれぞれ事務を補助する職員</p> <p>< 実例 > 公平委員会、心身障害児就学指導委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の運営の効率化が図られる。 委員会の委員に広く人材を得ることに資する。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同設置機関は、それぞれの団体の機関としてその担当事務を処理するものであり、県と市町村が機関を共同設置したとしても、担当する吏員は同一であるものの、そのことのみでは二重行政の解消につながらない。 行政委員会の共同設置が主流。
地方公共団体の組合	地方自治法第284条	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体はその事務の一部又は全部を共同で処理するために組合を設けることができる。一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 広域行政需要に対応するための弾力的、機動的な制度。 構成する団体間の二重行政の解消が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村毎での実施と比較すると、細やかな行政サービスの点で劣る。
一部事務組合	地方自治法第286条	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て一部事務組合を設けることができる。 	<p>病院の設置・運営、社会福祉施設の設置・運営、ごみ処理、火葬場、上・下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> 団体間の事務の重複を解消できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に同一の事務を持ち寄っての共同処理しかできない。
広域連合	地方自治法第291条の2	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、広域にわたり処理することが適当な事務に関し、協議により規約を定め、都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て広域連合を設けることができる。 広域連合の権能は、①広域計画の作成 ②広域計画の実施のための連絡調整 ③事務の一部の広域にわたる総合的かつ計画的な処理 ④国の行政機関の長又は都道府県の執行機関の権限に属する事務のうち、広域連合が処理することとされた事務の処理である。 	<p>広域計画の策定、消防、地域情報化、介護保険、観光振興、公共施設の設置・運営、ごみ処理、火葬場、公平委員会、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広域計画の作成等を通じ、広域的な行政目的の達成が可能な仕組み。 国や県からの権限移譲の受け皿となる権能を有する。 長と議員は直接又は間接の選挙により選出される。 広域連合への直接請求ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施する事務については構成する市町村長の合意を前提として運営されているため、合意の形成に時間を要する。政策判断を伴う案件については合意形成が困難。 財源の負担割合を決めるのが難しい。

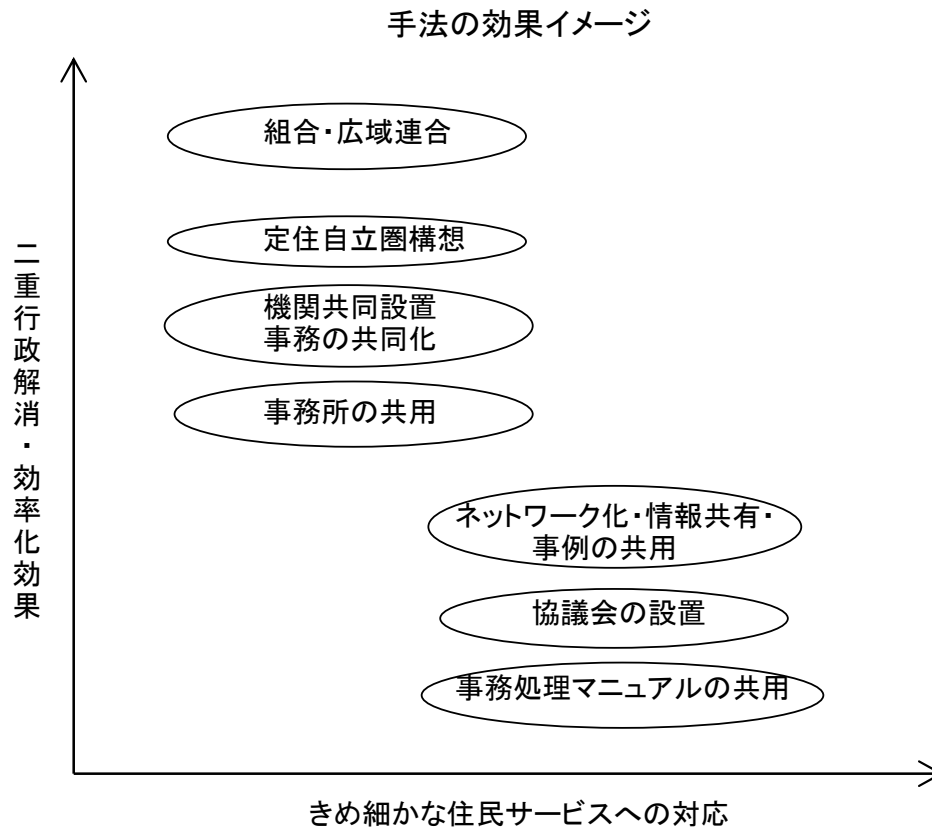
事務の共同化の手法

共同化の手法	法的根拠	内 容	実施可能業務(事例)	メリット	問題点
定住自立圏構想	定住自立圏推進構想要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、定住の受皿を形成する。(※中心市：人口5万人程度以上(少なくとも4万人超)、昼夜間人口比率1以上) ・中心市と周辺市町村が、各議会の議決を経て1対1で協定を結び、施策(事業)を連携実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉、地域公共交通、人材育成等、様々な政策 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の目的を有する市町村が協定により、施策(事務)を進められる。 ・定住自立圏を形成することにより、特別交付税、地方債などにおいて財政支援が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市職員は、連携する施策において周辺市町村への目配りが必要となる。
事務所の共用		<ul style="list-style-type: none"> ・異なる地方公共団体が事務所を共用し、それぞれの団体の事務をそれぞれの職員が行う。 	農作物の栽培技術指導	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の職員が同居することにより、情報の共有、業務手法の統一化など二重行政解消の効果は大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権限行使、責任の所在は各自治体。 ・住民にとって、窓口が遠距離になる場合がある。
事務の共同化		<ul style="list-style-type: none"> ・異なる地方公共団体が事務所を共用し、それぞれの団体の事務を共同で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒者対象の就職イベント、企業誘致PRイベント開催、消費生活相談、観光PRイベント開催、労働相談、地方税の賦課・徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務を共同で実施することにより、情報の共有、業務手法の統一化など二重行政解消の効果は大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在が不明確になる。 ・許認可等法令上の権限行使は不適。 ・住民にとって、窓口が遠距離になる場合がある。
ネットワーク化・情報共有・事例の共用		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体間をネットワーク化し、情報や事例を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来植物撲滅対策、新卒者対象の就職イベント、企業誘致PRイベント開催、松くい虫対策、消費生活相談、観光PRイベント開催、労働相談、有害鳥獣対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有など二重行政解消の効果はある。 ・住民の窓口は従来どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所数、職員数の削減にはつながらない。
事務処理マニュアルの共用		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体間で事務処理マニュアルを共用する。 	上下水道料金の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・業務手法が統一され、団体間の協力はし易い。 ・住民の窓口は従来どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所数、職員数の削減にはつながらない。
地方公共団体間の協力	事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、事務の一部を他の地方公共団体に委託して、その長又は同種の委員会若しくは委員にこれを管理執行させることができる。受託した地方公共団体は受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を有し、委託した地方公共団体は委託した事務の範囲においてその権限を失う。 ・関係団体が議会の議決を経てする協議により、規約を定めて行う。 ・都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。 	<p><事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設の建設及び運転管理、心身障害児就学指導委員会事務、基幹水利施設管理、小中学校における結核対策、デイサービスセンターの運営、消防、救急、水防、観光、介護保険、小中学校、し尿処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模町村等の負担の軽減が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託した地方公共団体は委託した事務の範囲においてその権限を失う。

共同化の手法		法的根拠	内 容	実施可能業務(事例)	メリット	問題点
地方公共団体間の協力	職員の派遣	地方自治法第252条の17	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、事務の処理のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、職員の派遣を求めることができる。 あらかじめ相手の長に協議が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 派遣される職員の身分を保障することで職員の派遣を促進し、もって地方公共団体相互間の事務処理の能率化・合理化に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣を受ける間の一時的な効果である。 派遣する団体では職員の減となる。
	条例による事務処理の特例 <権限移譲>	地方自治法第252条の17の2	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村に移譲することができる。移譲事務は市町村長が管理し執行する。 知事が市町村に権限移譲をしようとする場合には、あらかじめ市町村長に協議する。 市町村長は議会の議決を経て、知事に対し権限の移譲を要請できる。 	農地転用許可、鳥獣捕獲の許可、商工会設立の許可、都市計画施設の区域内の建築の許可、墓地・納骨堂・火葬場の経営の許可、火薬類の譲渡・譲受の許可	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて、都道府県の判断により柔軟に市町村に権限を移譲することが可能。 住民により身近な市町村で事務を実施することが可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一律の移譲は難しく、市町村の規模や財政状況等の個別の事情に配慮する必要がある。

メリット・デメリットのまとめ

- ① 「地方公共団体の組合（一組、広域連合）」を除き、許認可等法令上の権限行使は各団体名で行うこととなり、共同化組織名としてはできない（完全な二重行政の解消にはならない）。
- ② 「機関等の共同設置」や「事務の共同化」のように各団体の職員が同居するタイプは、法令上の権限行使に関わる事務を行う場合、①により、住民への対応や責任の明確化に難がある。
- ③ 「各団体の職員が同居するタイプは、情報共有や業務手法の統一が図られ（二重行政解消効果）、事務所数、職員数の削減も期待できる（効率化効果）が、住民から窓口が遠距離になることから、きめ細かさには欠ける。
- ④ 「ネットワーク化・情報共有・事例の共用」等、窓口は各団体が従来どおり置くタイプは、二重行政解消に一定の効果があり、住民に身近な業務についても適用できるが、二重行政解消効果や効率化効果は職員同居タイプと比して小さい。



長野県内の広域連合が実施する事務の一覧

資料 3 - 2

事務名 広域連合名	ふるさと 市町村圏 計画	調査研究 機能	介護認定 審査会	障害程度 区分認定 審査会	職員研修 ・ 人事交流	広域ごみ 処理計画	消防に関 する事務 (消防団 事務等を 除く)	知事権限 移譲に関 する特例 事務	入所判定 委員会	病院群輪 番制病院 運営費 補助事業	特別養護 老人ホーム 等	ごみ処理 施設	広域幹線 道路網 構想	斎 場	広域観光 振興	地域情報化	し尿処理 施設	そ の 他
佐久広域連合	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○			・血液保管所の設置管理 ・と畜場施設の設置管理 等
上田地域広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	・土地利用計画の調整 ・図書館情報ネットワークの整備運営 等
諏訪広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○							・救護施設の管理運営 ・関係市町村の電算処理の調整 等
上伊那広域連合	○	○	○	○		○			○	○		○	○			○		・土地利用計画の調整 ・情報センターの設置管理 等
南信州広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○	・地方拠点都市地域の振興整備 ・知的障害者更正施設の設置管理 等
木曾広域連合	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	・景観基本構想の推進 ・休日及び夜間の一次救急医療 等
松本広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○										・旧伝染病舎の管理
北アルプス広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		・大北福祉会館等の設置運営 ・在宅当番医制補助事業 等
長野広域連合	○	○	○	○	○				○		○	○						・デイサービスセンターの管理運営 ・旧伝染病院に係る組合債償還 等
北信広域連合	○	○	○	○	○	○			○	○	○							・公平委員会
計	10	10	10	10	8	7	7	7	6	6	6	6	4	4	4	4	3	

定住自立圏構想推進施策の概要

1 経緯

- ・ H20. 1 総務省は、「定住自立圏構想研究会」を設置し、日常生活に必要な機能を備える圏域のあり方やその実現方策について研究開始
- ・ H20. 5 「定住自立圏構想研究会報告書」を公表
- ・ H20. 7 定住自立圏構想推進のための「地域力創造本部」(本部長:総務大臣)を設置
- ・ H20. 10 先行実施団体として飯田市ほか18圏域を決定
「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を設置し、推進施策を検討
- ・ H20. 12 「定住自立圏構想推進要綱」を設置(施行H21. 4. 1 但し先行分はH21. 1. 1より)

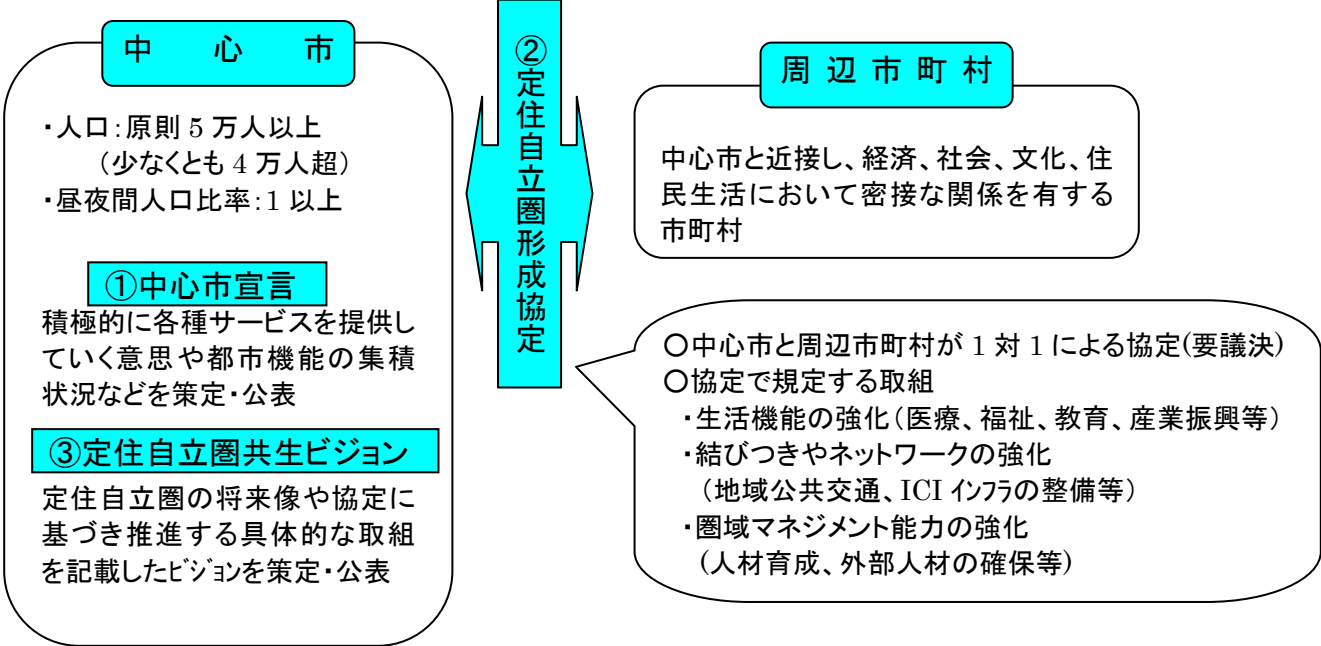
2 目的

中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、それぞれの魅力を活用しつつ、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図り、定住の受け皿を形成する。

3 仕組み

中心市と周辺市町村が自らの意思で1対1の協定を締結し、相互に具体的な役割分担を持ちながら施策を展開する。

(1) 流れ



(2) 主な財政措置

- ① それぞれの取組に対する特別交付税措置(中心市 4000 万円、周辺市町村 1000 万円)
- ② 基幹的施設の整備などの地域活性化事業債における嵩上げ措置(充当率 90%、交付税措置 35%)
- ③ 外部人材活用に対する特別交付税措置(圏域当たり 700 万円)
- ④ 個別分野における特別交付税措置(地域医療の確保、簡易水道の統合等)
- ⑤ 民間主体の取組に対する融資制度

(3) 都道府県の役割

定住自立圏の取組に対する必要な助言、都道府県担回事務との調整

4 先行実施団体の状況(1月22日現在)

- (1) 全国 22圏域(中心市ベース24市)
- (2) 県内 飯田市(対象周辺市町村:下伊那郡14町村)

一部実施済み

実施に向け検討中

今後検討
(更なる連携強化)

課題の整理が必要

市町村相互(広域連合等)

- ・住民票等の自動交付機用サーバ利用
- ・住基ネット用サーバ利用
- ・市町村営ケーブルビジョン運営
- ・法律相談
- ・市町村バス運行
- ・介護保険
- ・福祉施設の管理運営
- ・下水道汚泥処分
- ・土木設計、監理業務
- ・公平委員会

県と市町村

- ・電子自治体の推進(電子自治体協議会)
- ・道路の維持管理(県から委託)
- ・除雪(県から委託)

市町村相互

- ・消防の広域化
- ・医師確保対策

県と市町村

- ・地方税の賦課・徴収
- ・電子自治体推進委員会
- ・公営住宅の管理代行

市町村相互

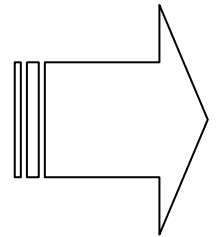
- ・消費生活相談
- ・情報システムの共同利用

県と市町村

- ・情報システムの共同利用
 - ・社会福祉施設等の指導・監査
- 《更なる連携の強化》
- ・女性のチャレンジ支援
 - ・男女共生の広報・啓発
 - ・外来植物撲滅対策
 - ・就職イベント開催
 - ・企業誘致
 - ・定住促進
 - ・農村生活の向上
 - ・遊休農地の解消
 - ・松くい虫対策
 - ・広域観光振興
 - ・労働相談
 - ・有害鳥獣対策

市町村相互

- ・庶務事務
- ・国民健康保険
- ・住民税の年金特別徴収
- ・パスポート交付
- ・上下水道料金徴収



共同化が可能な業務の種類

共同化の主体	業務の種類	業務の具体例 (市町村からの提案によるもの)
市町村間	地域振興（観光、産業、農業、林業等） 情報システムの利用 公共施設の設置・運営 道路の維持・管理 委員会の設置・運営	情報システムの共同利用、市町村営ケーブルビジョンの運営、福祉施設の管理運営、市町村営バスの運行、国・県道・市町村道の維持管理、除雪
県と市町村	情報システムの利用 税の賦課・徴収 相談業務 観光振興 産業振興 道路の維持・管理	情報システムの共同利用、地方税の賦課・徴収、国・県道・市町村道の維持管理、除雪、社会福祉施設等の指導・監査、公営住宅の管理 ≪連携の強化≫ 女性のチャレンジ支援、男女共生の広報・啓発、外来植物撲滅対策、新卒者対象の就職イベントの首都圏での開催、企業誘致及び立地、移住促進、農作物の栽培・農村生活の向上、遊休農地の解消に向けた施策の研究検討、松くい虫対策、消費者苦情相談に係る情報共有、広域観光振興、観光 PR、労働相談（ニート・フリーター相談）、有害鳥獣対策、生涯学習情報提供
市町村の組合（一部事務組合、広域連合）	消防 地域情報化 相談業務 介護保険 広域観光振興 病院の設置・運営 社会福祉施設の設置・運営 広域幹線道路の維持・管理 ごみ処理 火葬場 上・下水道 公平委員会	消防、戸籍・住民票・税等証明書の自動交付機用サーバの共同利用、住基ネット用コミュニケーションサーバの共同利用、情報システムの共同利用、市町村営ケーブルビジョンの運営、消費生活相談、法律相談、介護保険、福祉施設の管理運営、国・県道・市町村道の維持管理、除雪、下水道汚泥処分、公平委員会

1 一部の広域連合等で実施するなど、共同化が可能な業務

(1) 市町村相互

	＜業 務＞	（実施団体）	＜提案団体＞
1	戸籍・住民票・税等証明書の自動交付機用サーバの共同利用 （上伊那広域連合が実施）		大田市
2	住基ネット用コミュニケーションサーバの共同利用 （諏訪広域6市町村、上伊那広域連合が実施）		大田市
3	市町村営ケーブルビジョンの運営	（木曾広域連合が実施）	川上村
4	法律相談	（佐久広域連合が実施）	白馬村
5	市町村営バスの運行 （佐久広域管内で近隣市町村が実施、 南信州広域連合がH21から実証運行を開始）		川上村
6	介護保険 （諏訪広域連合、木曾広域連合、北アルプス広域連合が実施）		下條村、木島平村、野沢温泉村
7	福祉施設（保護施設、老人保健施設、障害者施設）の管理運営 （佐久広域連合、諏訪広域連合、木曾広域連合、北信広域連合が実施）		茅野市
8	下水道汚泥処分	（木曾広域連合が実施）	飯山市
9	公平委員会	（長野県町村公平委員会等で実施）	千曲市

(2) 市町村相互又は県と市町村

10	国・県道・市町村道の維持管理	（H21から川上村が県から受託）	川上村、下條村、小布施町
	除雪	（H20は18市町村が県から受託）	小布施町、筑北村

2 検討中の業務

(1) 市町村相互

1	消防	危機管理部消防課
---	----	----------

(2) 県と市町村

2	地方税の賦課・徴収	総務部市町村課
3	公営住宅の管理	建設部住宅課

3 共同化に向けた検討が適切と考えられる業務

(1) 市町村相互又は県と市町村

1	電子自治体の推進	長野市
2	基幹業務システム共同利用	北相木村
3	各種業務システムの共同化	野沢温泉村
4	情報システムの共同利用	企画部情報統計課情報システム推進室

(2) 市町村相互

5	消費生活相談	長野市、佐久市、東御市、高山村
---	--------	-----------------

(3) 県と市町村

6	社会福祉施設等の指導・監査	社会部地域福祉課
---	---------------	----------

4 県と市町村が一層の連携を図っていく業務

<業 務>

<提案団体>

1	女性のチャレンジ支援	松本市
2	男女共生の広報・啓発	松本市
3	外来植物撲滅対策	須坂市
4	新卒者対象の就職イベントの首都圏での開催	駒ヶ根市
5	企業誘致及び立地	長野市、上田市、南箕輪村、 下條村、木曾町、
6	定住促進	木曾町
7	農作物の栽培、農村生活の向上	大町市
8	遊休農地の解消に向けた施策の研究検討	上田市
9	松くい虫対策	松川村、坂城町
10	消費者苦情相談に係る情報共有	長野市、千曲市
11	広域観光振興、観光PR	長野市、小諸市、伊那市、駒ヶ 根市、佐久市、川上村、南箕輪 村、木曾町、坂城町
12	労働相談(ニート・フリーター相談)	上田市
13	有害鳥獣対策	諏訪市、小諸市、東御市、南牧 村、下條村、麻績村、坂城町
14	生涯学習情報提供	上田市

5 更に検討が必要な業務

1	庶務事務	川上村
2	国民健康保険	木島平村、下條村
3	中央行政機関等を対象とした調査・情報収集(東京事務所関連)	長野市
4	住民税の年金特別徴収	南相木村
5	パスポート交付窓口事務	川上村
6	下水道排水設備工事責任技術者の登録・更新	岡谷市
7	要保護児童対策地域協議会の設置運営(児童虐待防止対策)	飯田市
8	女性のための一般相談・法律相談	松本市
9	上下水道料滞納者からの徴収	野沢温泉村

6 共同化に適さないと考えられる業務

1	人事評価システム	波田町
2	福祉施設(児童福祉施設)の管理運営	茅野市
3	農業者年金基金に関する業務	木島平村
4	条例の設置改正等の業務	下條村

《共同化可能業務の検討》

1 一部の広域連合等で実施するなど、共同化が可能な業務

(1) 市町村相互

No	業務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	実施状況	広域連合の意見、県の関わり等
1	戸籍・住民票・税等証明書の自動交付機用サーバの共同利用	税法・住民基本台帳法 戸籍法・外国人登録法 手数料条例	・サーバの供用により、休日夜間を問わず参加市町村のどこからでも証明書を取得でき、ゆとりある窓口の実現が図られる。 ・サーバの管理・保守を一箇所で行うため費用の削減が図られ、人件費の削減にもつながる。	・可能な限り広範囲 ・一部事務組合又は広域連合	・上伊那広域連合が実施	・同一規格でのデータ管理が必要となり、市町村の負担が大きい。 ・事業所が集まっている市町村の証明書発行が増え、当該市町村には事務の軽減にならない。
2	住基ネット用コミュニケーションサーバの共同利用	住民基本台帳法	・サーバの管理・保守を一箇所で行うため費用の削減が図られる。	・可能な限り広範囲 ・一部事務組合又は広域連合	・諏訪広域6市町村が(株)諏訪広域総合情報センター(三セク)に委託 ・上伊那広域連合が実施	・住民記録業務を構成市町村が別々のシステムで処理している場合には、共同処理は技術的に難しい。
3	市町村営ケーブルテレビジョンの運営	有線テレビジョン放送法	・職員減や地上波デジタル放送化対応などにより運営が厳しい市町村営ケーブルテレビジョンの、運営の効率化と職員の技術向上を図る。	・広域単位又は近隣市町村単位 ・一部事務組合、広域連合又は民間委託	・木曾広域連合が実施	・民営化の方向が適当。
4	法律相談		・相談の機会が多くなる ・プライバシー保護の観点から他市町村で実施する方が相談しやすい。	・10広域圏毎 ・3箇所くらいで毎月実施	・佐久広域連合が実施	・住民に身近な市町村で実施するのが適当。 ・法テラス等の積極的な利用を図るべき。
5	市町村営バスの運行	道路運送法	・経営規模の拡大や経営の効率化により、利用者の減少や燃料の高騰によって経営が圧迫されている地域公共交通の確保を図る。	・広域単位又は近隣市町村単位 ・一部事務組合、広域連合又は民間委託	・佐久広域連合管内で近隣市町村が共同運行 ・南信州広域連合がH21に実証運行を開始予定	・デマンド交通など新たな施策を行う市町村も多く、地域の実情に沿った施策推進には共同化は適さない。
6	介護保険	介護保険法	・対象者(被保険者数)の拡大による事業経営の安定化。 ・共同化により適正な職員配置が可能になるほか、各市町村で負担するシステムに係るコスト削減が可能。	・全県又は10広域圏毎 ・広域連合	・諏訪広域連合、木曾広域連合、北アルプス広域連合が実施	・市町村独自の給付事業の扱い、保険料の統一、事業者数の地域による偏り、等が課題。
7	福祉施設の管理運営 《保護施設》		・福祉施設の運営の効率化とサービスの均衡化、向上が図られる。	・10広域圏毎 ・一部事務組合又は広域連合	・佐久広域連合、諏訪広域連合が実施	・民営化の方向が適当。助成制度や支援制度は民営が有利。
	《老人保健施設》	・佐久広域連合、諏訪広域連合、木曾広域連合、北信広域連合が実施				
	《障害者施設》	南信州広域連合が実施				

＜共同化可能業務の検討＞

1 一部の広域連合等で実施するなど、共同化が可能な業務

(1) 市町村相互

No	業務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	実施状況	広域連合の意見、県の関わり等
8	下水道汚泥処分	・下水道法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・汚泥処分コストの縮減が図られる。	・10広域圏毎 ・一部事務組合又は広域連合	・木曾広域連合が実施	<県> ・「水循環・資源循環のみち2010」構想原案策定時に必要な助言等を行いたい。
9	公平委員会	地方公務員法	・兼任の事務局体制が多いなか、件数は少ないが専門性、迅速性が求められる。 ・ブロック単位の処理の方が専門性が確保され効率的。	・4ブロック毎に市町村が共同設置	・長野県町村公平委員会等で実施	

(2) 市町村相互又は県と市町村

10	国・県道・市町村道の維持管理	道路法等	・国・県道の維持修繕の通報が市町村に寄せられることが多く、市町村職員が初期対応を行っている。共同化により迅速かつ効率的な対応が図られるとともに、維持管理の技術の習得・向上が図られる。 ・専門職的な業務を共同化によって行うことにより、小規模町村の事務の軽減が図られる。 ・市町村の区域内の道路を当該市町村等が一括して管理できる。	・4ブロック毎、10広域圏毎又は近隣市町村単位 ・一部事務組合、広域連合又は市町村への委託 ・各市町村に県の維持管理職員を配置	・H21に県管理の道路の維持管理をモデル的に川上村に委託 ・北アルプス広域連合が土木設計・監理業務を実施	<県> 次の点について整理、検討が必要。 1 共同化は県及び市町村の双方にメリットが必要。業務効率化、配置人員数、サービス向上など多面的な検討が必要。 2 道路上の事故に対する賠償などに関し、道路管理者と維持管理業務受託者間の責任関係の明確化が必要。
	除雪		・国・県道・市町村道の除雪を個々に行っており、面的(効率的)な除雪が行われていない。共同化により住民サービスの向上と事業の効率化を図ることができる。	・10広域圏毎又は建設事務所毎 ・建設事務所と市町村で対象ブロック割を定め、ブロックごと一本化の発注を行い、経費は延長割の負担とする。	・H20は18市町村が県から業務を受託	<県> ・県道と市町村道では路線の役割や交通量の違いなどから除雪のサービスレベルが異なっており、路線によっては、作業が煩雑となる。 ・道路状況によっては、現在の配置機械では対応できない場合がある。 ・大きな労力をかけない合理的な精算方法を検討する必要がある。

《共同化可能業務の検討》

2 検討中の業務

(1) 市町村相互

No	業務	実施根拠	共同化に適する(可能な)理由、メリット	共同化の範囲、手法等	現況等	担当
1	消防	消防組織法	・消防の広域化により、災害発生当初から大規模部隊を投入できるなど住民サービスの向上が図られる。	・消防の広域化	・市町村において検討中	危機管理部 消防課

(2) 県と市町村

2	地方税の賦課、徴収	地方税法	・事務を共同化することにより、専門性の確保、向上を図ることができる。事務の効率化。	・県と市町村の共同実施	・平成20年4月より「地方税共同化検討委員会(事務局:県市町村課)」において、検討が進められている。	総務部 市町村課
3	＜県提案＞ 公営住宅の管理	公営住宅法	・県、市町村が住宅供給公社を公営住宅法に基づく管理代行者として、公営住宅の管理の一元化を図ることにより、入居募集情報等の一元的提供等が可能となる。	・県及び市町村が管理代行者を住宅供給公社とする。	＜県＞ ・県と市町村の事務処理の相違、管理代行制度に移行するための費用と効果等が課題。	建設部 住宅課

〈共同化可能業務の検討〉

3 共同化に向けた検討が適切と考えられる業務

(1) 市町村相互又は県と市町村

No	業務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	共同化に当たっての課題等
1	電子自治体の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化、経費節減が図られる。 ・平成15年から電子自治体の推進(業務の効率化や経費の低廉化等)を主な目的として、長野県電子自治体協議会(事務局長野県情報統計課)において、県と市町村が共同で検討しており、以下のワーキンググループ(WG)を設置している。 ①電子入札WG ②統合型地理情報システム(GIS)WG ③セキュリティ対策WG ④電子申請・届出システム(共同構築済み) ⑤文書管理システムWG ⑥高速ネットワーク市町村利用WG(県WANを市町村が共同利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加団体による検討組織及び運営主体の設置 ・システムの共同構築 ・基幹サーバの共用 <p style="text-align: center;">等</p>	<p><県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県電子自治体協議会は、平成15年3月の設立以来、平成19年4月には県と市町村の共同により電子申請サービスの運用を開始し、これ以外にも提案にあるような共同化の検討を行ってきた。 ・平成21年4月から、長野縣市町村自治振興組合に新たな組織(長野県電子自治体推進委員会(仮称))を設置し、この組織において、市町村が行う事務の電子化を推進し、共同化を検討していくこととしている。(長野県電子自治体協議会は解散予定)
2	基幹業務システム共同利用				
3	各種業務システムの共同化				
4	<県提案> 情報システムの共同利用				

(2) 市町村相互

5	消費生活相談	消費者基本法 消費生活条例	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談は各市町村で受け付けているが、個々の自治体で相談窓口を設置することは困難。県と市町村が業務を共同化し、広域的に処理することで専門性も確保され、より迅速・的確な対応が図られ、相談者に対するサービスの向上が期待でき、効率的な業務実施が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10広域圏毎又は4ブロック毎 ・県の消費生活センターと連携を図る ・県の消費生活センターを主窓口として、県と市町村派遣職員で運営 	<p><県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な相談窓口としての市町村の業務を専門的、広域的見地から支援するのが県の基本的な役割(消費者基本法、消費生活条例、消費者安全法案)。 ・相談窓口の広域連合等による共同設置は可能。 ・消費者行政活性化基金(2月議会に提案)により、中心市町村の相談窓口機能強化のための経費が助成対象(補助率10/10)。
---	--------	------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 県と市町村

6	<県提案> 社会福祉施設等の指導・監査		<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代の大量退職により、県、市町村とも福祉の専門的スキルを持った人材の養成が急務。共同化によりノウハウや事例の蓄積が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が加入する広域連合又は一部事務組合を設置し、共同で監査センターを設立する。 	
---	------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	--

《共同化可能業務の検討》

4 県と市町村が一層の連携を図っていく業務

No	業務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	現状、今後の方向等
1	女性のチャレンジ支援	男女共同参画社会基本法	・県と市町村が対象は別であるが類似の業務を行っており、事務を共同化することにより専門性の確保、向上を図ることができる。	・10広域圏毎のネットワーク化、情報共有、事例の共有	<県> ・県は、・県の規模での実施が効果的 ・市町村が実施困難な講座を実施。県で実施する事業内容は早期に周知し、広域連合等と連携を図る。
2	男女共生の広報・啓発	男女共同参画社会基本法	・県と市町村が対象は別であるが類似の業務を行っており、事務を共同化することにより専門性の確保、向上を図ることができる。	・10広域圏毎のネットワーク化、情報共有、事例の共有	<県> ・住民に身近な市町村が条例、計画等に基づいて独自の広報や啓発活動を行うことが必要。 ・県が作成することが効率的なものもある。
3	外来植物撲滅対策(アレチウリ)	外来生物法	・県と市町村が共同化することにより専門性の確保、向上を図ることができる。	・県が主体で関係市町村に呼びかけ、地域協議会等を立ち上げる。	<県> ・統一行動日を設けて駆除活動のPRと推進に努めるほか、研修会を開催している。地域活動が定着し、県全域に広がるよう市町村と連携して取り組む。
4	新卒者対象の就職イベントの首都圏での開催		・人材のUターン促進のため、通勤圏のブロック毎に開催することが効果的。	・4ブロック毎	<県> ・H21年度から県出身学生のUターンを促進するため「ふるさと信州学生Uターン事業」を行う予定。Uターン就職への機運醸成と情報発信、首都圏・中京圏の大学等へのアプローチ、産業界等との連携を図って行く。
5	企業誘致及び立地	企業立地促進法	・県と市町村がそれぞれの立場で類似業務を実施しているが、県と市町村が共同化(東京事務所の活用や専門職員の活用)を図ることで広範囲での情報収集等が容易になるなど、事務の効率化を図ることができる。	・全県又は10広域圏毎 ・首都圏におけるPRの共同化(共同イベントの実施等)	<県> ・企業の立地情報の関係市町村への提供や、企業の展示会等での市町村パンフの配布等を実施し、市町村と連携を図りながら取り組んでいる。
6	定住促進		・少子高齢化が進む過疎地域にとり都市部からの定住促進は財政的にも地域活性化からも効果が大きい。情報収集や勧誘業務において人的、財政的に制約が大きい。県と市町村が共同で取り組むことにより定住の促進と事務の効率化が図られる。	・全県 ・希望する市町村から県が業務を受託し、定住希望者と市町村のコーディネートを行う。	<県> ・田舎暮らし案内人を設置し相談を受けている。市町村等と協議会を設け、意見交換等を行っている。
7	農作物の栽培、農村生活の向上		・農作物の栽培技術指導や農村生活の向上に資する事務を、県の農業改良普及センターに市町村担当を設置し行っているが、市町村事務と共同化することで、専門性の確保と方針の一元化が図られ、事業効果の向上が図られる。	・市町村単位 ・普及センター地区担当職員の事務所を共同設置(農業支援センター等)	<県> ・地域の農業・農村振興は、市町村・JA・農業者・普及センター等関係機関が参加した組織による検討・計画立案が重要。課題によりそれぞれが役割分担し、機能を発揮していくことが効率的。職員を集約し効率的な組織とすることが専門性発揮につながる。農業支援センター活動への普及員の参加は今後も積極的に進めていく。

《共同化可能業務の検討》

4 県と市町村が一層の連携を図っていく業務

No	業 務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	現状、今後の方向等
8	遊休農地の解消に向けた施策の研究検討	農業経営基盤強化促進法	・1市町村だけでは解決が困難であることから、地区遊休農地解消プロジェクト会議（事務局：地方事務所）を充実させて対応する。	・10広域圏毎 ・県と市町村等の関係機関が定期的に情報交換、研究を行う	<県> ・H20に全地方事務所に遊休農地対策支援チームを設置。市町村との検討会開催や巡回活動、情報交換を実施している。
9	松くい虫対策	森林病虫害等防除法	・松くい虫による被害が広範囲に拡大しており、県全体で防除体制等を確立できる。	・10広域圏毎 ・圏域をまたぐ地域について現在の協議会の強化	<県> ・全地方事務所に松くい虫防除対策協議会を設置し、協議や調整を実施。圏域を越えた対策については協議会間の調整を図っていく。
10	消費者苦情相談に係る情報共有		・県と市町村が対象範囲は異なるが同種の業務を行っていることから、ネットワーク化（PIO-NET）・情報共有・事例の共用・事務処理マニュアルの共用化を図ることにより、専門性の確保・向上を図ることができる。 ・PIO-NETは、全国の消費生活に関する苦情相談情報をデータ化し、消費者被害の未然防止や相談業務の支援に利用されているが、PIO-NETに入力されているデータから、長野県下で発生している情報をまとめ、関係機関へきめ細かに提供することで、被害の拡大防止等が図られる。	・全県又は4ブロック毎 ・市町村へのPIO-NETの導入	<県> ・消費者トラブル等の情報共有のため、PIO-NETデータの分析等により市町村に情報提供。今後定期的に情報交換予定。 ・市町村へのPIO-NETの導入は、当該市町村の要望を踏まえて、システムを所管する独立行政法人国民生活センターの判断による。（長野市は加入）
11	広域観光振興、観光PR		・各市町村が独自に実施している観光振興事業の類似した業務を広域行政組織で取り組み、観光資源の多面的な有効活用を図り、観光客の幅広いニーズに対応する。 ・既に観光連盟等で取り組んではいるが、観光地としてのエリアを一体的に宣伝し、誘客を図る方が効果があり、経費も軽減される。 ・単独市町村や広域連合単位での観光では十分でなく、複数の広域連合や県が一体的に取り組むことで積極的な観光行政が展開できる。 ・同一の地域に複数の観光協会等が存在し、観光PR等について重複する部分が多い。広域化により効率的なPR等が可能となる。	・全県又は10広域圏毎 ・県の東京事務所等において共同した取組みを強化 ・県の職員と広域連合の職員で事務を行う ・県観光協会と連携し、広域連合又は地方事務所単位によるPR等の実施 ・首都圏におけるPRの共同化	<県> ・県、広域観光、広域観光連盟、市町村、県・市町村の観光協会との、状況に応じた効果的な組み合わせで広域連携を図っていく。

《共同化可能業務の検討》

4 県と市町村が一層の連携を図っていく業務

No	業 務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	現状、今後の方向等
12	労働相談(ニート・フリーター相談)	地域における若者自立支援ネットワーク整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援必要者が家庭に隠れてしまう現状があり、広範な相談体制により、ニート・フリーター状態の早期解決を図る。 ・県の若年未就業者支援センター(ジョブカフェ信州)業務の拡充により、フリーター状態の早期解決を図る。 	10広域圏毎	<p><県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション、ジョブカフェ信州、ミニジョブカフェ事業(市町村での出張相談)等により、今後も市町村との連携を深めていく。
13	有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律 ・長野県特定鳥獣保護管理計画 ・地域野生鳥獣被害対策チーム設置要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の行動範囲は市町村界を超えており共同化は生態調査及び一斉駆除に有効。 ・共同化により専門性も確保され、効率的な業務実施が可能。 ・県と複数の市町村が共同して駆除することにより効果が上がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10広域圏毎、有害鳥獣分布毎 ・機関の共同設置 ・ネットワーク化、情報共有、事例の共有 ・年間に数回、駆除日を設定して、県と隣接市町村が共同して駆除を行う 	<p><県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全地方事務所に設置した被害対策協議会を通して、市町村間の連絡調整や広域での連携に当たる等、市町村と連携を図っていく。
14	生涯学習情報提供	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関わる講座、人材、施設の情報提供は、県や市がそれぞれにシステム化し維持しているが、情報提供システムは1箇所に集約される方が住民サービスの向上につながり、維持・管理面でも効率的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県生涯学習情報システム「信州らんらんネット」に各自治体の生涯学習情報を一元化し、各自治体はデータの更新、住民への利用PRを行う。 	<p><県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「信州らんらんネット」を活用して市町村による情報提供が可能。

《共同化可能業務の検討》

5 更に検討が必要な業務

No	業務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	現状、課題、広域連合の意見等
1	庶務事務	地方自治法	・共通する事務を一括して処理することにより各市町村の事務が軽減される。	・10広域毎 ・一部事務組合、広域連合又は民間委託	・業務の特定が必要。 ・新たなシステムの構築、多額な経費とランニングコストが必要。
2	国民健康保険	国民健康保険法	・対象者(被保険者数)の拡大による事業経営の安定化。	・全県又は10広域毎 ・後期高齢者医療制度と同じ制度にする。 ・制度改正を行った上で県業務とする。	<県> ・地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、都道府県単位による広域化の推進等について検討し平成21年度中に結論を得るとされており、必要な情報提供を行っていく。
3	中央行政機関等を対象とした調査・情報収集(東京事務所関連)		・現状では国から都道府県へのみ配布され、中核市には直接配布されない資料も多い。長野市東京事務所では、県東京事務所から資料をいただくこともあるが、その都度依頼するのではなく、情報を共有化できれば効率的だと思われる。	・全県 ・ネットワーク化等による情報の共有化	<県> ・県の東京事務所で収集する情報は一様ではなく、提供先の選別に時間を要する。また、全ての市町村が必要としない情報も数多く存在する。 ・東京事務所から市長会、町村会を通して情報を提供するやり方は考えられる。 ・なお、県と長野市の東京事務所の連携については個別に検討する。
4	住民税の年金特別徴収	地方税法	・市町村ごとに㈱電算に業務を委託しているが、全県下まとめて契約ができれば個々での契約より経費が安価となる。	・全県 ・県が中心となって契約事務を実施し、LGWANを使用して各市町村に配信	<県> ・年金からの特別徴収を行うために必要な情報は随時提供していく。 ・地方税共同化の検討の中で検討していく。
5	パスポート交付窓口事務	旅券法	・住民に身近な窓口で申請、交付が可能となり、窓口事務のワンストップサービスも推進できる。	・一部事務組合、広域連合又は市町村への委託	・広域連合での実施は現行の地方事務所実施と変わらない。 ・市町村実施が望ましい。
6	下水道排水設備工事責任技術者の登録・更新	下水道法	・(財)長野県下水道公社が試験を実施しているが、合格者は別途市町村へ責任技術者としての登録申請を行わなければならない。責任技術者の登録事務までを公社が行うことにより、業者の負担も市町村の事務も軽減される。	・全県 ・(財)長野県下水道公社が試験の実施から登録までを管理する	<県> ・(財)長野県下水道公社へ委託を希望する団体が多い。公社は検討中。
7	要保護児童対策地域協議会の設置運営(児童虐待防止対策)	児童福祉法第25条の2	・児童虐待家庭の発見、検討、支援を行うためのネットワークは医療機関、保健所、警察等、広域圏を所管している機関で構成されている。虐待通告手順が市町村ごとに異なってしまう弊害が解消できる。	・10広域圏毎又は児童相談所毎 ・一部事務組合又は広域連合 ・県と市町村職員の併任	<県> ・代表者会議について、県が広域毎に設置する児童虐待・DV被害者支援連絡協議会と連携をとり対応することの検討は可能。 ・「長野県市町村児童虐待対応マニュアル」の作成、市町村担当者の研修会を実施していく。

《共同化可能業務の検討》

5 更に検討が必要な業務

No	業務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	現状、課題、広域連合の意見等
8	女性のための一般相談・法律相談	男女共同参画社会基本法	・県と市町村が対象は別であるが類似の業務を行っており、事務の共同化により専門性の確保、向上を図ることができる。	・10広域圏毎 ・ネットワーク化、情報共有、事例の共用	<県> ・県は相談担当者支援事業を実施。広域連合等との情報共有、事例の共有は可能。
9	上下水道料滞納者からの徴収		・専門性の確保、向上を図り、共通のマニュアル作りにより地域の枠に縛られない滞納整理を実施できる。	・広域圏ごとに希望する市町村	・企業会計であり共同処理には馴染まない。徴収や滞納整理方法のマニュアル作成は可能か。

《共同化可能業務の検討》

6 共同化に適さないと考えられる業務

No	業務	実施根拠	共同化に適する理由、メリット	共同化の範囲、手法等	広域連合の意見等
1	人事評価システム	地方公務員法	<ul style="list-style-type: none"> すべての自治体で導入しなければならない制度。 制度構築を外注した場合、多額の費用を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 10広域圏毎 広域連合 	<ul style="list-style-type: none"> 制度構築が共同化に馴染むのか疑問。システムの共同利用の可能性はある。
2	福祉施設の管理運営 《児童福祉施設》		<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の運営の効率化とサービスの均衡化、向上が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 10広域圏毎 一部事務組合又は広域連合 	<ul style="list-style-type: none"> 民営化の方向が適当。助成制度や支援制度は民営が有利。 市の設置施設は、乳児院1市・母子生活支援施設4市のみ。広域毎に共同化する効果に疑問。
3	農業者年金基金に関する業務	独立行政法人農業者年金基金法	<ul style="list-style-type: none"> 件数が少ないため、広域で処理する方が専門性も確保され、効率的な事業実施が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 10広域圏毎 広域連合 	<p><県></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金基金が市町村に業務を委託する場合は、原則として農業委員会に行わせるべき旨の条件がある(法施行規則第85条)。
4	条例の設置改正等の業務		<ul style="list-style-type: none"> 専門職的な業務を共同化によって行うことにより、小規模町村の事務の軽減が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 10広域圏毎 事務所の共用、事務マニュアルの共用 	<ul style="list-style-type: none"> 共同化に馴染まない。

地方自治法における県と市町村との共同化に関する規定

行政改革課

1 **協議会の設置**【法第 252 条の 2】

- ・普通地方公共団体は、事務の一部を共同して処理するため、協議会を設けることができる。地方公共団体が協議により規約を定め、議会の議決を得ることが必要。
- ・① 事務の一部を共同して管理執行するための協議会
- ・② 事務の管理執行について連絡調整を図るための協議会
- ・③ 広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための協議会がある。

2 **機関等の共同設置**【法第 252 条の 7】

- ・普通地方公共団体は、執行機関、附属機関、執行機関の事務を補助する吏員、書記その他の職員及び専門委員を共同設置することができる。
- ・関係団体が議会の議決を経てする協議により規約を定めることが必要。
- ・共同設置された機関は、各地方公共団体の機関としての性格を有し、その行為はそれぞれの団体に帰属する。
- ・「普通地方公共団体は」と規定されていることから、特別地方公共団体である広域連合や一部事務組合との共同設置はできない。
- ・共同設置機関は、それぞれの団体の機関としてその担当事務を処理するものであり、県と市町村が機関を共同設置したとしても、担当する吏員は同一であるものの、そのことのみでは二重行政の解消につながらない。

3 **事務の委託**【法第 252 条の 14】

- ・地方公共団体は事務の一部を他の地方公共団体に委託して、その長又は同種の委員会若しくは委員にこれを管理執行させることができる。受託した地方公共団体は受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を有し、委託した地方公共団体は委託した事務の範囲においてその権限を失う。
- ・関係団体が議会の議決を経てする協議により、規約を定めることが必要。

4 **職員の派遣**【法第 252 条の 17】

- ・普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、事務の処理のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、職員の派遣を求めることができる。
- ・あらかじめ相手の長に協議が必要。

5 **条例による事務処理の特例**【法第 252 条の 17 の 2】

- ・ 都道府県は、知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村に移譲することができる。移譲事務は市町村長が管理し執行する。
- ・ 知事が市町村に権限移譲をしようとする場合には、あらかじめ市町村長に協議をする。
- ・ 市町村長は議会の議決を経て、知事に対し権限の移譲を要請できる。

6 **地方公共団体の組合**【法第 284 条】

- ・ 地方公共団体はその事務の一部又は全部を共同で処理するために組合を設けることができる。一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合がある。
- ・ 一部事務組合は、地方公共団体が事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。
- ・ 地方公共団体は、広域にわたり処理することが適当な事務に関し、協議により規約を定め、都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て広域連合を設けることができる。
- ・ 広域連合の権能は、①広域計画の作成、②広域計画の実施のための連絡調整、③事務の一部の広域にわたる総合的かつ計画的な処理、④国の行政機関の長又は都道府県の執行機関の権限に属する事務のうち、広域連合が処理することとされた事務の処理、である。

※ **以下、地方自治法の関係条文**

【協議会の設置】

- 第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
 - 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
 - 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようしなければならない。
 - 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の組織)

第 252 条の 3 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。

3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

(協議会の規約)

第 252 条の 4 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の名称

二 協議会を設ける普通地方公共団体

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目

四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

五 協議会の経費の支弁の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務(以下本項中「協議会の担任する事務」という。)の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

(協議会の事務の管理及び執行の効力)

第 252 条の 5 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したもとしての効力を有する。

【機関等の共同設置】

第 252 条の 7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員、同条第 3 項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第 174 条第 1 項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第 252 条の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。

(機関の共同設置に関する規約)

第 252 条の 8 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関(以下この条において「共同設置する機関」という。)の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 共同設置する機関の名称
- 二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
- 三 共同設置する機関の執務場所
- 四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

(共同設置する機関の補助職員等)

第 252 条の 11 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第 252 条の 9 第 4 項又は第 5 項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体(以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。)の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

【事務の委託】

第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第 252 条の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第 252 条の 15 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務(以下本条中「委託事務」という。)の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(事務の委託の効果)

第 252 条の 16 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

【職員の派遣】

第 252 条の 17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。
- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第 1 項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第 2 項に規定するもののほか、第 1 項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

【条例による事務処理の特例】

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例(同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。

以下本節において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

第 252 条の 17 の 3 前条第 1 項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

【地方公共団体の組合】

第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第 6 項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

(複合的一部事務組合の設置)

第 285 条 市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は

特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(組織、事務及び規約の変更)

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第 287 条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 一部事務組合の名称

二 一部事務組合を組織する地方公共団体

三 一部事務組合の共同処理する事務

四 一部事務組合の事務所の位置

五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法

七 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者(次条第 2 項の規定により管理者に代えて理事会を置く第 285 条の一部事務組合にあつては、理事)その他の職員は、第 92 条第 2 項、第 141 条第 2 項及び第 196 条第 3 項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(広域連合による事務の処理等)

第 291 条の 2 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

3 第 252 条の 17 の 2 第 2 項、第 252 条の 17 の 3 及び第 252 条の 17 の 4 の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。

- 4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
- 5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(規約等)

第 291 条の 4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 広域連合の名称
 - 二 広域連合を組織する地方公共団体
 - 三 広域連合の区域
 - 四 広域連合の処理する事務
 - 五 広域連合の作成する広域計画の項目
 - 六 広域連合の事務所の位置
 - 七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
 - 八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
 - 九 広域連合の経費の支弁の方法
- 2 前項第 3 号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。
- 3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第 92 条第 2 項、第 141 条第 2 項及び第 196 条第 3(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

- 第 291 条の 5 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人(広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第 7 項において同じ。)が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。
- 2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

(広域計画)

第 291 条の 7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、第 2 条第 4 項(第 281 条第 3 項において準用する場合を含む。)の基本構想及び他の法律の規定による計画であって当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。

3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第 284 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。